

6知建第51-0104号
令和6年7月11日

知多郡東浦町
大字緒川字北靱谷鐘12-8

(株) げんき

徳石 俊太 様

愛知県知事 大村 秀章



一般建設業について（許可）

令和6年6月19日付けで申請のありました一般建設業に
ついては、建設業法第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり
許可します。

記

許可番号 愛知県知事 許可（般一 6）第105311号

許可年月日 令和6年7月8日

許可の有効期限 令和11年7月7日

許可建設業の種類

とび・土工工事業
解体工事業

（注）許可の更新申請を行う場合の書類提出期限： 令和11年6月7日

（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）